

令和 8 年度 首都圏 PR 強化事業委託 仕様書

1. 委託業務名 令和 8 年度 首都圏 PR 強化事業委託

2. 業務の目的

志摩市が有する自然、文化、食、滞在等の観光資源について、メディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌およびインターネット上の情報発信媒体（インフルエンサーやライター等、高い訴求力を有する個人媒体を含む）をいう。）への一定期間における戦略的かつ効果的な PR 活動を通じて、各メディアによる良質な情報発信を誘発することで、首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）を中心とした生活者へ志摩市の魅力を届け、認知度向上および観光ブランド価値の向上、ならびに旅行先としての想起形成を図ることを目的とする。

あわせて、メディアとの良好な関係性の形成・蓄積することにより、将来にわたって継続的な情報発信が行える基盤の構築を目指すものとする。

3. 業務期間

契約日から令和 9 年 3 月 12 日までとする。

4. 履行場所

志摩市および首都圏 地内

5. 業務の基本的な考え方

（1）志摩市観光施策の方向性

①目指す将来像

志摩市は、伊勢志摩国立公園の中心に位置し、英虞湾に代表される美しい景観や海女文化、真珠養殖、そして豊かな食資源など、全国に誇る観光資源を有している。これらの資源を最大限に活用し、来訪者が地域の物語に深く浸る「ここにしかない時間」を創出する。単なる観光スポットの点在に留まらず、地域全体が心地よい滞在の場となる「持続可能な観光地づくり」を推進する。

②重視する価値観

志摩市の観光施策の根幹は、観光を起点とした地域経済の好循環にある。

・「知る・過ごす・満たされる」の三段階戦略

志摩の存在を深く「知る」、滞在を通じて豊かに「過ごす」、その体験が来訪者と地域の双方にとって「満たされる」ものとなる好循環を創出する。

・一次産業との連動

観光消費を地場の水産業・農業の活性化へと直結させ、地域全体の持続可能性を高める。

③重点戦略

首都圏における「志摩市」の認知度および認知深度が低い現状を踏まえ、多くの成長余地を残す首都圏市場を最重点ターゲットと位置づけ、志摩市の独自価値を戦略的に届ける。

(2) PR 方針

本業務における PR は、志摩市の観光資源や地域特性を効果的に訴求することを目的とし、テーマ性およびストーリー性を有する情報発信を通じて志摩市の観光ブランド価値の向上を図るものとする。なお、本市では三段階戦略のうち、今後3カ年を「知る」のフェーズと位置づけており、本業務はその初年度を担うものである。

(3) ターゲット

首都圏を中心とした生活者に訴求力を持つメディア

6. 業務委託内容

首都圏を中心とした生活者に志摩市の観光コンテンツの魅力や可能性を効果的に訴求するため、メディアを対象とした年間 PR 戦略を企画立案し、以下(2)の PR 活動を展開すること。あわせて、実施した PR 活動の効果を検証するとともに、次年度以降を想定した中期的な展開に向けた戦略を策定するものとする。

なお、各内容の詳細については、以下に掲げるものとする。

(1) 年間 PR 戦略の企画立案

本業務の目的および基本的な考え方を踏まえ、受託者の専門的知見および創意工夫により、三段階戦略における「知る」のフェーズに注力した以下(2)～(4)に関する企画提案を行うものとする。

あわせて、以下の内容を含む年間計画を策定すること。

- ①PR テーマおよび基本方針の整理
- ②ターゲットとするメディアと最終到達先の生活者の詳細整理・設定
- ③年間を通じた実施スケジュールの策定
- ④本業務における定量的な到達目標 (KPI) の設定

(2) メディアへの PR 活動および関係性構築活動

各種メディアへのPR活動を通じた志摩市に関する露出機会の創出およびメディアとの良好な関係性（メディアリレーション）を構築するため、以下の①～④の施策を実施すること。各施策は、「10月～12月」の期間内を中心に実施するものとし、実施順序については効果を最大化できるよう受託者が提案すること。なお、各施策によるメディア掲載・放映等の露出時期は上記期間内に限らず、各媒体の制作・編集・編成のスケジュール等によるものとする。

また、実施に係るメディア選定、情報発信のアプローチ手法、運営方法については、受託者のノウハウおよびネットワークによるものとする。

①メディアへの情報発信

- ・情報の配信

高付加価値な記事化や露出機会の創出を図るため、志摩市の観光コンテンツ等に関する情報をメディアに対し2回以上配信すること。

- ・配信テーマの設定

志摩市の観光資源の強みに加えて、社会ニーズや季節性を踏まえた訴求力が高いテーマを配信ごとに設定し、メディアの関心を高める工夫を講じること。

②現地ロケ取材誘致

- ・現地ロケ取材誘致の実施

志摩市の景観や食文化の映像化等による露出機会の創出を図るため、テレビ番組等を対象とした現地ロケ取材の誘致を1回以上行うこと。なお、実施にあたっては、受託者が有する独自のメディアリレーションを最大限活用し、志摩市の魅力や価値を効果的に伝える番組企画の提案および取材支援を行うこと。（取材対応に係る諸経費は、本業務に含むものとする）

③メディア招聘

- ・企画立案

志摩市の魅力を深掘りした質の高い記事露出や情報発信を行うため、メディア関係者が現地で体験・取材を行うツアー等を企画すること。

回数：1回以上

日数：1泊2日～2泊3日（移動日含む）

規模：3媒体以上（かつ、招聘した媒体のうち3媒体以上での記事露出等を伴うこと）

- ・招聘および実施

受託者が有する独自のメディアリレーションを最大限活用し、首都圏メディアを志摩市へ招聘し、メディアツアー等を実施すること。なお、招聘するメ

ディアの選定にあたっては、志摩市の特性等との相性が良く、かつ影響力を持つ媒体を優先すること。(招聘に係る費用は、本業務に含むものとする)

④首都圏メディア PR イベントの開催

・企画および開催

メディアの志摩市に対する関心を喚起し、全国的な情報発信を誘発するため、首都圏メディアを対象に、志摩市の魅力を伝える PR イベントを企画し、開催すること。

会場：東京 23 区内を主とする首都圏

回数：1 回以上

想定来場者数：

30 名～40 名程度を目安とし、企画内容や起用人材等を踏まえ、効果的な集客規模を設定すること。

備考：メディア露出を最大化および情報発信の誘発を図るため、必要に応じて、タレント等の人材起用や話題性のあるコンテンツ企画等をプログラムに組み込むこと。

・「食」を切り口とした PR

志摩市の主要な観光資源である「食」を切り口とした観光コンテンツの可能性を提示し、情報の深化を図るため、地場産品等を活用した軽食メニューを 1 品以上開発し、来場するメディア関係者等に提供すること。なお、提供するにあたり、必要に応じて、食品衛生上の措置を講じること。(メニュー開発、食材手配、原材料費、調理、配膳に係る費用および調理会場費は本業務に含むものとする)

(3) 効果検証

認知度調査等による定量的把握、露出実績の整理、検索量・SNS 話題量等の補助指標を活用し、志摩市に対する関心・認知・イメージの変化を総合的に把握する効果検証を実施すること。

なお、効果検証は個別媒体単位での評価ではなく、PR 活動全体としての変化を把握することを目的として実施するものとする。

(4) 中期的な展開に向けた提案

効果検証の結果を踏まえ、首都圏における志摩市観光 PR の中期的な推進に向けた次年度以降を想定した三段階戦略の「知る」のフェーズに注力した今後 2 年間の事業展開 (PR の方向性やロードマップ) を提案すること。

7. 再委託の制限

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
また、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

8. 成果物

本業務における成果物は、以下のとおりとする。

成果品：業務完了報告書

実施報告書

発注者との打合せ記録簿

その他、発注者が必要とする報告資料、関係データ一式

※成果物の内容、様式については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

納 期：令和9年3月12日

9. 打合せ協議

(1) 打合せ・協議の実施

業務における協議・打合せは、業務着手時、業務完了時に行うほか、発注者が必要とした場合には、随時行うこととする。

(2) 費用および資料の負担

協議・打合せに関する資料は受託者が準備することとし、協議・打合せに係る経費は受託者の負担とする。

(3) 打合せ記録（記録簿）の作成

協議・打合せの内容については、その都度受託者が記録簿を作成し、発注者と相互に確認することとする。

10. その他

(1) 協議事項

本仕様書に定めのない事項、又は業務内容に疑義が生じた場合は、発注者と受託者がその都度協議のうえ決定するものとする。

(2) 統括責任者の配置

業務を実施するにあたり、本業務に係る統括責任者を配置し、事業の遂行上必要となる発注者との調整等を行い、本業務全体の管理等を行うこと。

(3) 成果品等の取り扱い

本業務により作成された報告書、企画資料、素材その他受託者が作成した成果品に係る著作権その他一切の権利は、原則として発注者に帰属するものとする。

る。ただし、第三者媒体に掲載または放映された記事、映像、写真その他のコンテンツに係る著作権等については、各媒体社その他権利者に帰属するものとし、その利用にあたっては、必要に応じて別途権利処理を行うものとする。
また、発注者は、本業務の遂行上必要な範囲において、受託者から提出された資料等を使用できるものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本契約終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、志摩市個人情報保護条例（平成16年志摩市条例第9号）を遵守しなければならない。

(6) 情報資産の活用

本業務の遂行にあたり、発注者が保有する写真、動画等の広報素材を受託者に提供するものとする。ただし、業務遂行上、必要不可欠な範囲においてこれらに不足が生じる場合の新規撮影・編集、および著作権処理に係る費用は、本業務の委託料に含むものとする。

(7) 委託料の範囲

設備費、諸経費および企画費等の本契約に係る費用は、全て委託料に含むものとする。

(8) 本事業の財源

本事業は地域未来交付金を活用して実施するものである。受託者は、事業の遂行にあたり以下の事項に留意すること。

- ① 本業務の実施実態や成果を証明する記録（実施報告書、制作物、実施状況がわかる写真等）および、志摩市との契約・請求に係る関係書類を整理し、本業務の完了後も一定期間（発注者の指示に従うこと）、適切に保管しなければならない。また、国や市による実地調査等が行われる場合には、必要に応じてこれらの資料の提示や説明等に協力しなければならない。
- ② 交付金の活用に伴う各種制限（事業内容の大幅な変更等）について、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

以上